



広報

No.471

2015.6

# みしり



**利尻高校バドミントン部  
名寄地区大会 団体戦3連覇 全道大会出場決定**

# 沓形港フェリーターミナル ボーディングブリッジ供用開始

沓形港フェリーターミナルがバリアフリー対応となりました！



## ～事業概要～

- 事業名  
沓形港バリアフリー対応  
旅客施設整備工事
- 事業内容  
ボーディングブリッジ 一式  
エレベーター 一式  
1階増築 98.53㎡  
2階増築 160.04㎡
- 総事業費  
2億7千5百万円



▲2階待合ホールとエレベーター

ボーディングブリッジ▶

◀1階から2階への階段



5月21日に供用式典が行われました。

# 臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金のお知らせです

## 臨時福祉給付金

## 支給要件

消費税率の引上げによる負担の影響に鑑み、臨時福祉給付金を支給します。

### ●支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方と、生活保護の受給者などは除きます。

### ●支給額

1人につき 6,000円

### ●基準日

平成27年1月1日

### ●申請開始

平成27年8月

### ●提出書類

対象者へ申請書を郵送

確認じゃ



## 子育て世帯臨時特例給付金

## 支給要件

消費税率の引上げの影響を踏まえ、子育て世帯に臨時特例給付金を支給します。

### ●支給対象者

平成27年6月分の児童手当を受給される方が対象です。

### ●対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童。ただし、「特例給付」を受給している方は除きます。

### ●支給額

対象児童1人につき 3,000円

### ●基準日

平成27年1月1日

### ●申請開始

平成27年6月

### ●提出書類

対象者へ申請書を郵送

確認じゃ



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

### ●2つの給付金に関するお問い合わせは

利尻町役場 暮らし支援課 福祉係 電話84-2345 IP電話84-0124

# 「児童手当」「児童扶養手当」 「特別児童扶養手当」について ご案内いたします!

## 児童手当

- **受給対象者は**…中学校を卒業するまでの子どもを養育している方となります。  
児童手当の受給資格者は、子どもを監護し、かつ、生計を同じくする父又は母です。父母に養育されていない子どもについては、子どもを監護し、かつ、生計を維持する方等が受給資格者となります。  
※所得制限があります。  
※公務員については、勤務先からお支払いすることとなります。
- **手当額は**……………

<u>3歳未満の子ども</u>	月額 15,000円
<u>3歳以上小学校修了前の子ども 第1・2子</u>	月額 10,000円
<u>3歳以上小学校修了前の子ども 第3子</u>	月額 15,000円
<u>中学生</u>	月額 10,000円
<u>特例給付（所得制限世帯）</u>	月額 5,000円
- **支給月は**……………原則として 年3回（6月、10月、2月）に、それぞれ前月分までが支給されます。

## 児童扶養手当

- **主な**  
**支給対象者は**…離婚等により、ひとり親家庭で生活している児童（18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童、心身に障害がある場合は20歳未満）を養育している父、母または養育者に支給されます。  
ただし、支給を受けるためには前年の所得が一定額未満でなければならず、その所得額により「全部支給」「一部支給」「支給停止」のいずれかに決定されます。  
※父子家庭の場合も支給対象となります。  
※養育費を受けている場合は、その年額の8割相当分も所得に加算されます。  
※児童が一定年齢に達すると資格は喪失しますが、父・母の再婚（内縁関係含む）により、その配偶者に養育される場合も資格は喪失します。  
（父・母が重度の障害にある場合を除く）
- **手当額は**……………

<u>全部支給</u>	月額 42,000円
<u>一部支給 所得に応じて</u>	月額 41,990円から9,910円まで10円きざみの額

※児童が2人の場合は5,000円、3人目以降は1人につき3,000円が加算されます。  
※資格発生から一定期間をむかえますと受給者の就労状況により手当額が減額されることがあります。
- **支給月は**……………原則として4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

- **一部改正**……………これまで、公的年金等を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。  
(※公的年金等：遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)

## 特別児童扶養手当

- **主な**  
**支給対象者は**…身体や精神に障害（この制度で定める1級、2級の障害の状態）のある20歳未満の児童を養育している父母、または養育者に支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、所得制限により支給されません。（支給停止）
- **手当額は**……………対象児童1人に対し **1級で月額 51,100円**  
**2級で月額 34,030円**
- **支給月は**……………原則として4月、8月、12月にそれぞれ前月分までが支給されます。

◎6月は、児童手当の「現況届」を提出する月です。

利尻町から児童手当を支給されている方は、提出の案内がありますので、期限内の提出をお願い致します。

◎手当を受けるためには認定請求をしなければなりません。また、支給要件についても各家庭状況により異なります。

くわしくは、利尻町役場くらし支援課福祉係

電話 84-2345 または、IP電話 84-0124 までお問合せください。

## 花株植栽事業

# 花いっぱい運動

利尻町みどり豊かなまちづくり推進委員会では、本年も花がいっぱいの潤いのあるまちづくりを推進するため「花いっぱい運動」を5月30日実施しました。

当日は天候にも恵まれ、沓形・仙法志両地区で約380人の参加をいただきました。



また、本事業は稚内建設管理部利尻出張所、北辰建設コンサルタント(株)からの花株等の寄贈も含め、10,200株を植栽することができました。

この運動にご参加、ご協力いただいた方々に深く感謝を申し上げますとともに、今後も当推進委員会事業に対するご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

(利尻町みどり豊かなまちづくり推進委員会)

## 平成27年 第1回町議会定例会

第1回町議会定例会は3月10日招集され、条例の改正案、予算等を審議し、いずれも原案のとおり可決しました。主なものは次のとおりです。

### 〔条例制定〕

◆教育長の勤務時間、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

○本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法が昨年六月二十日に公布され、本年四月一日から施行されることになつております。この改正法は、教育の政治的中立性や継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化、地方に対する国の関与の見直し等、現在までの教育委員会制度を五八年ぶりに抜本的に改革するものであります。

その中で、教育長の身分についてはは、これまで教育長は教育委員会の委員として教育委員会から任命される一般職の身分を有する者でありましたが、この改正

法により地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職となることから、特別職の身分を有することとなり、さらに法の規定により教育長は常勤とする旨の規定がなされていることから、本条例はその勤務時間や休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものとす。

◆利尻町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例

○本条例は、平成二五年六月に公布された第三次一括法により、地域包括支援センターにおける包括的支援事業を実施するために必要な基準等について、国の定める基準を踏まえ、本町の条例を定める必要があることから本条例を制定するものです。

◆利尻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

○本条例は、平成二五年六月に公布された第三次一括法により、利尻町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について、国の定める基準を踏まえ、本町の条例を定める必要があることから本条例を制定するものです。

### 〔条例改正〕

◆利尻町課設置条例の一部を改正する条例

○本条例は、利尻町役場組織の機構を見直し、課名を「保健福祉課」を「くらし支援課」に、「産業振興課」

を「まちづくり振興課」に、「建設課」を「まち環境整備課」に改正し、それぞれ所掌する事務の見直しをするものです。

◆利尻町行政手続条例の一部を改正する条例

○本条例は、国の法律が見直され、本年四月一日に施行される「行政手続法」に基づき、行政が行う処分及び指導に関する手続に関し、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度を整備する等の措置を講じ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備するものです。

◆利尻町ふるさと定住促進条例の一部を改正する条例

○本条例は、本町の定住人

口の増加と促進を図り、少子化対策及び子育て支援をより一層充実させるため、児童養育奨励金制度の見直しを図るものです。現行制度では、町内で三人以上養育している場合、三人目から、三歳以上中学校修了までに月額三千円、中学生を三人養育している場合は月額一萬円の支給となつているものを、町内に第三子以上の子を養育している場合に、三人目からの児童に対し、出生時から中学校修了まで月額一萬円を支給するものです。

#### ◆特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

○本条例は、先日開催されました利尻町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長、副町長の給与の改正するものです。また、法律の改正に伴い、教育長の身分が一般職から特別職に変更となつたため、本条例に教

育長の給与に関する規定を追加するものです。なお、本条例の施行に伴い、利尻町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は廃止することになります。

#### ◆特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○本条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法において教育委員会の代表であつた教育委員長が廃止され、代表は教育長になることから、教育委員長の報酬額を定めていた箇所を削除するものです。

#### ◆固定資産税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

○本条例は、固定資産税の課税免除の根拠であります、

『過疎地域自立促進特別措置法』の有効期限が平成三年三月三十一日までに延長されたことから、同法に有効期限を合わせて、本条例を改正するものです。

#### ◆利尻町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

○本条例は、第三次一括法の施行に伴い、地方青少年問題協議会法の改正により、同法で定めておりました青少年問題協議会の会長と委員の規定が廃止されたことから、本町の青少年問題協議会の自主性、自立性を図るため、協議会の組織を定め、会長と委員の要件に係る規定を定めるものです。

#### ◆利尻町立保育所条例の一部を改正する条例

○本条例は、「子ども・子育て支援法」の制定により、本町の保育における徴収金の算定に係る基準について、

国の定める基準を踏まえ、本町の条例を定める必要があることから本条例を改正するものです。

#### ◆利尻町介護保険条例の一部を改正する条例

○本条例は、介護保険法の改正により保険料の区分が現行の六段階から九段階に改正されたことにより、新しい区分の保険料率について、平成二十七年三月二日開催の利尻町介護保険事業計画策定委員会の答申を踏まえて変更するものです。また、介護保険制度の改正により、新しい介護の総合事業の施行については、平成二十七年四月一日から施行となりますが、政令により新しい事業に移行するまでの期間を市町村の条例で定めることとされたことにより、本条例において事業の開始時期を定めるものです。

#### ◆利尻町企業促進条例の一部を改正する条例

○本条例は、町内での企業の事業活動を促進するための優遇措置に関する条例の一部改正であります。現行の条例では、優遇措置を受けようとする企業の対象となる条件として、事業場の新設又は増設に限るとしておりましたが、倒産若しくは閉鎖された同事業場の継続を目的として、新たに開業する場合が想定されるため、その行為を「再開」という文言で追加し、本町の企業の事業活動促進を図るよう条例の一部を改正するものです。



## 【平成26年度補正予算】

	補正額(増減)	予算総額
一般会計補正予算(第7号)	△ 4,743万0,000円	36億4,428万6,000円
国民健康保険事業 特別会計補正予算(第3号)	2,415万7,000円	3億6,972万0,000円
後期高齢者医療 特別会計補正予算(第2号)	52万0,000円	5,577万6,000円
介護保険 特別会計補正予算(第3号)	283万2,000円	2億7,387万7,000円
簡易水道 特別会計補正予算(第2号)	△ 145万3,000円	8,381万2,000円
下水道事業 特別会計補正予算(第4号)	△ 29万9,000円	1億5,109万5,000円
港湾事業 特別会計補正予算(第1号)	△ 315万5,000円	1億5,083万9,000円
特別養護老人ホーム 特別会計補正予算(第3号)	413万2,000円	2億 863万4,000円
砕石事業 会計補正予算(第2号)	1,738万5,000円	5,170万3,000円

※△は減額です。

# 平成27年度 一般会計他11会計予算は 47億8,292万2千円で 原案のとおり可決

平成27年度の一般会計予算は、第1回町議会定例会において一般会計予算審査特別委員会(委員長:吉田浩二)が設置され、これに付託、審査されました。

同委員会の審査は、3月10日から11日までの実質2日間にわたり、慎重に審議され、3月11日本会議において上程され一般会計他11会計が原案のとおり可決されました。

※詳細は広報りしり4月号をご覧ください。

町政の主人公は町民の皆さんです!

## 議会を傍聴しましょう

定例町議会は年4回(3・6・9・12月)に開かれます。



# 一般質問



**Q** 転入奨励金について、国民年金以外の年金受給者夫婦等が転入してきた場合、現制度を見直す考えはないか。

**A** 基本的には町民の数を減らさないことを第一とし、移住を考えている方々の意向情報収集をしながら、改めて内部で検討させていただきたい。

**谷議員** 転入奨励金については、本町に生活の本拠を移し、引き続き定住し就業が認められた夫婦に支給されることになっておりますが、国民年金以外の年金受給者夫婦等が転入してきた場合に、現制度を見直す考えはないか、町長の見解をお伺い致します。

**保野町長** 利尻町ふるさと定住促進条例は、平成六年度に豊かな暮らしと活力に満ちた地域社会の創造のため、利尻町の定住化を促進し、もって住民福祉の向上に資することを目的とすることで制定され、平成七年一月一日から施行されているものです。昨年、転入奨

励金を単身世帯以外の世帯に百万円を贈るように改正致しました。今本町の人口は二三〇〇人を切り、この事態に大変危機感をもっております。私が一昨年四月に町長に立候補致しました時に、町民の皆様、我が町の過疎化に歯止めをかけるためという基本目標を掲げ、その実現に向けて努めたいと申し上げて参りました。町が元気で活力を持った町であり続けるためにはそこに住む人たちが元気でなければなりません。本町には元気な町民の皆さんが大勢いますが、町民の数がどんどん減少しており、それに歯止めをかけるために改めて転入を奨励しなけ

ればならないと考え、平成二六年度に転入奨励金の見直しを致しました。

そこで、ご質問の年金受給者夫婦等が転入してきた場合に現制度を見直す考えがないかということでございます。この条例が制定された時に、就業を条件とした意図の一つには、生産人口が増えること、定住に繋がる可能性がより高くなるということなどで就業を条件にしていたのだと思っております。その背景や狙いは今も変わりませんので、就業条件の見直しはしませんでした。年金受給者夫婦であっても、例えば漁協の組合員になる、どこかの従業員になる、さらには自分で起業

をすることも就業という条件を満たすこととなりますから、基本的には仕事に就くことが前提であれば今の条例・規則の中でも十分対応出来るものと思っております。ただ、今回のご質問の趣旨は、就業しないで年金だけで生活をする夫婦が転入した場合はどうするかというご質問ですので、改めて検討をする必要も感じております。基本的にはまず町民の数を減らさない。出来れば増やすこと。これが第一であります。そのため際限なく奨励金を支給するということにはなりませんので、一線を画することも必要だと思っております。昨年四月から役場内に定住移住推進係を新設し、この一年間移住相談ワンストップ窓口の開設や、移住相談への対応を開始するとともに、移住イベントに参加し、移住を考えている方々の意向の情報収集もしております。ご質問の件は本町にと

っては大変大事な事項でもありますので、この後どのような仕切りが適当なのか内部でも改めて検討をさせていただきたいと思っております。

**谷議員** 仕事がなくても厚生年金や共済年金の方々が定住してくれますと、国民健康保険税、住民税をある程度支払いをしてくれますし、人口増にもつながって行くと考えております。昨年町長が改正しました、転入奨励金の百万円は大変有意義であると思っておりますが、ただ、付け加えて欲しい一点目は、六十歳で定年しますと、年金をもらうまでに仕事がなく、その間退職金も使い果たしてしまふことから、年金受給者夫婦等が転入してきた場合にも転入奨励金がいくらからも支給されるよう改正する考えはないか。

二点目は、単身者は転入奨励金の対象外であるが、就業先の経営者が連帯保証

人になるということで対象とする考えはないか。

先ほど町長も執行方針などで述べていますが、過疎対策、人口減の歯止めをかける意味でも支給年齢や支給金額も含め検討していただきたい。

**保野町長** 就業しない夫婦でも転入した時には、その町の国民健康保険に加入することになると思いますから、そういう意味では所得のある人が増えることは地元の国保会計自体も助かることになることから、一概に就業者でなければならぬということころは、もう一度検討してみる余地があると思います。六十歳を過ぎて年金が支給されるまでの間、何かしらの仕事についていただければ、また、組合員の資格でも取っていただければ当然それは就業ですから、既存の条例の条件はクリア出来るだろうなと思いますので、転入者の人

方にも仕事を見つけないながら本町に転入してもらうことを奨励することも、来てもらうPRとしては必要かなと思います。指摘されたところは、もう一度総体的に変えた場合の条件を整理することも含めて、検討させていただきます。と思います。

二点目の単身者の件ですが、転入するために何らかの支援する体制の考えはないかというご指摘ですから、そこは経営者が従業員を求め、必要性と町が人口を増やすための支援とが誤解をされないようメリハリをつける政策として制度をもう一度考えてみた上で、どのようにするか検討させていただきます。と思います。

先ほど言いましたように人を増やすために何らかの報償金を用意することは、来やすい環境を呼び込む呼び水としては良いとは思いますが、そこに限度があることも一方で踏まえながら

改めて内部で検討させていただきます。また議会でもご相談をさせていただきたいと思えます。

**谷議員** 色々な方面から入ってきやすいよう、人口減少の歯止めをかけるため、多岐面から責めることが必要であり、何らかの良いところがなければ来ないと思います。産業もたくさんあるわけじゃない、今すぐ大きな何十人も使うような作業がどんどん出来るということでもない訳ですから、色々な方々が来やすい体制づくりのために、最低限の

支援は不可欠だと思います。町としても大きな負担とまらない考え方を検討していただければと思っております。

国は今、地方創生法の制定により動き出しておりますが、その中でまち・ひと・しごと都市集中型にしたいと言われております。我が町は我が町で、私たちが一生懸命努力して人を増やす方法を、方向性を見出していかなければだめだと思います。その点を充分熟慮し、今まで述べたことも視野に入れ質問した二点について検討をお願いして私の

質問を終わります。

**Q**

町の活性化・過疎化対策について、今後この目標達成に向けてどのようなビジョンで進める考えなのか。

**A**

まず基幹産業の漁業が名実ともに再生されることを基本とし、観光振興、少子化対策、住宅対策などと。総合的な活性化対策を立ち上げたいと考えております。

**松村議員** 町長はこれまで町の活性化・過疎化対策を重点項目に掲げて町政の舵取りに邁進して参りました

が、今後この項目達成に向けてどのようなビジョンで進める考えなのか、具体的に

お尋ね致します。

**保野町長** 私が一昨年四月に町長に立候補致しました時に、町民の皆様が町の過疎化に歯止めをかける

ためにという基本目標を申し上げ、その実現に向けて二年近く努めて参りました。今本町の人口は二二〇〇人台の半ばさえも割り込んでいます。人口の長期予測を見ますと、平成五二年の本町の人口を九五八人と推定しており、極めて深刻な事態であると危機感をもっております。こうした実態を踏まえこの過疎化に歯止めをかけるために、各種事業の推進や転入奨励金、漁業後継者新規就業者や商工業後継者への報償金の見直しも行うなど、色々な手立てを講じて参りました。また、児童養育奨励金の見直しの他に、分野の充実に向けて予算編成にも努めたところであります。

めた有効な漁業振興の支援策が必要であります。私が一昨年に町長に就任して直ちに定住移住対策等検討プロジェクトチームを編成し、提言を受けておりますし、さらには、先に議会にも報告をしておりますが、第五次利尻町総合振興計画の後期計画の見直しも終えております。加えて、今回国のまち・ひと・しごと創生法に沿った利尻町人口ビジョン及び総合戦略計画も策定しますので、これらによってこれからの具体的な本町の町づくりの展望、ビジョンがまとめられることとなります。

漁業がしっかりと安定し、これとリンクして地場産品が安定的に供給される体制が確立されなければ、観光面だけでなく、本町全体の活性化は難しいと認識をしております。さらに、空き家を活用して漁業後継者の拠点になるよう地方創生の戦略計画に乗せるべく支援策を指示しているところであります。また、離島漁業再生支援交付金制度の中で漁船のリース代金を国が支援するメニューも新たに立ち上げられましたので、そういう制度も有効に活用しながら漁業の再生に努めたいと思っております。また観光振興では体験観光のための現地の体制充実を観光協会と共に整備について支援をして参りたいと考えております。少子化対策として、児童養育奨励金も見直し、新年度からは第三子に0歳から中学校卒業まで月に一万円を養育奨励金として支給するように改正しよ

うと思っておりますし、保育料の減免も検討しております。定住移住を推進していく上で住宅対策等も含めた総合的な活性化政策を立ち上げたいと考えております。それが必ずや我が町の過疎化の歯止めにつながるものと思っております。

**松村議員** これまで町長は活性化を中心に、過疎化対策にということで重点項目を二点に絞ってきたのかなと思います。その中で現在、人口も二三〇〇人をきつてしまう状況にあり、非常に危機感をもっており、それに対して定住移住事業も新しく作ったことは評価するところではありますが、これについて、住宅は完備されているのか、移住してきた場合すぐ仕事を提供出来る状況にあるのか、そういう環境作りが整備されているのか、また人が増えることによって次のビジョンに移る場合、執行方針の中では

農業ハウスも考えているように謳っておりますが、もしそういう方が現れた場合の支援策について、具体性をもった町長の考えをお聞かせ願いたい。

**保野町長** 漁業が再生されて、はじめて本町の町づくりの基盤が出来るといふことは今までもこれからも変わらないという認識です。例えば漁業者になるための町としての支援の拡大、生活資金の助成、住宅については、浜で活動しやすい住環境は必要と思っておりますが、まずは、公営住宅を優先的に提供するというものも含めて、既に少しずつ手掛けているものもあります。思い通りのものがすぐ実行出来るかどうかというのは、言うほど簡単なことではありませんが、どのように地道に取り組んでいくかというところが、今町政をあげた者の責任だと思っております。そういう中で漁業立

町という前提を考えますと  
仕事は海に向かえばたくさ  
んあると思います。漁業者  
を増やすことがまずは仕事  
を提供する場だと思ってい  
ますので、浜と一緒に行政  
も後押ししながら漁業後継  
者を増やし、漁業者の減少  
に歯止めをかけるというこ  
とが基本と思っております。  
そこで、漁業以外の仕事  
を見つけることも必要だと  
いうご指摘と思いますが、  
それは島でどういう仕事を  
自分の人生の仕事として計  
画を立てて転入するかは役  
場が全部段取りをする前に  
本人方の意識も大事なこ  
だと思えます。そういう人  
たちがどういう環境であれ  
ば自分が考える仕事が出来  
るのかというところを地元  
としての支援策を具体的に  
考えなければならぬと思  
うところがあります。

行こうと思っております。  
例えば、空き家バンクを  
登録して、漁業者に提供す  
るとか、定住促進の住宅改  
修の助成、教職員の住宅を  
転用した住宅の確保など、  
十本ほど定住のための項目  
を立ち上げています。さら  
には、空き店舗を活用しな  
がら、街並みを変える。移  
住に対する政策としては、移  
住短期の移住体験、お試し移  
住、転入奨励金の底上げ、  
漁業後継者や商工業者の後  
継者対策など具体的に定住  
移住で三十本ほどの項目を  
立ち上げています。

明るい未来に繋がるよう十  
二分に検討していただくこ  
とを要望して、質問を終わ  
ります。

**保野町長** 今急がなければ  
ならないもの、じっくり腰  
を据えて将来の利尻町を考  
えることなど、メリハリを  
つけて検討したいと思いま  
すが、一つ参考までに、お  
尋ねがありましたのでお話

ししますが、北海道電力の  
杵形火力発電所の熱を農業  
分野に活用出来ないか、北  
電にお話ししましたら、北  
電からも真剣な回答をいた  
だきました。温熱を利用  
したビニールハウスをつく  
って副業的に所得のプラス  
になるような施策を具体的  
に関係者と話をしておりま  
す。そういう中で、町が基  
本施設を作って、民間の方

がどなたでも運営出来るよ  
うな政策も考えており、戦  
略計画などに反映していき  
たいものと考えています。  
ふるさと利尻がすっかり  
と力強く町が立ち上がって  
いくような施策を議員の皆  
様方のご理解とご助力もい  
ただきながら、町の人の方  
ご理解も得ながら続けてい  
きたいと思っております。

## 各種統計調査における 「登録調査員」を 募集しています!!

利尻町では「利尻町統計調査員登録要綱」  
を制定して、国や北海道などが実施する各種  
統計調査に従事していただける方（登録調査  
員）を随時募集しています。

事前に統計調査の仕事を希望される方を登  
録し、統計調査が実施される際に、登録者の中  
から統計調査員や指導員を選定して調査の  
仕事に従事していただく制度です。

登録を希望される方は、利尻  
町役場まちづくり振興課企画振  
興係までお問い合わせ下さい。  
※利尻町ホームページでも詳し  
い内容や、申請書の様式など  
を掲載しています。



# 利尻町監査委員について

## 監査委員

います。

監査委員は、地方自治法

第195条第1項の規定により、地方公共団体が必ず設置しなければならない機関であって、町長の指揮監督を受けない独立した執行機関の一つとして位置づけられています。また、一人ひとりが単独で監査を行う「独任制」を原則としています。

監査等の実施にあたっては、町の財務に関する事務の執行が公正で合理的かつ効率的に行われているか、また、最小の経費で最大の効果を発揮しているのかの原則に立ち、当該事業の執行が効率的、合理的に行われているかを主眼として実施しています。

定数は、地方自治法第195条第1項及び利尻町監査委員条例で2人と定めて

## 監査委員の選任

監査委員は、町長が議会の同意を得て行政運営に關し優れた識見を有する者1名と町議会議員のなかから地方自治法第199条の3の規定により、識見を有する者から「代表監査委員」を選任しています。

任期については、識見を有する者は4年、議員たる者は議員の任期とされています。

利尻町の監査委員は、次の2名です。

氏名 三 孟 良 勝

選出 識見

任期 平成25年12月20日

平成29年12月19日

備考 代表監査委員

氏名 藤 井 信 幸

選出 議選

任期 平成26年10月8日

平成30年10月7日

## 監査の種類と内容

(1)例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

会計管理者から提出された検査資料に基づき、現金の出納について毎月の計数を照合確認するとともに、町の財政支出の動態を把握することを主眼として実施します。

(2)決算審査（地方自治法第233条第2項及び公営企業法第30条第2項）

町長からの依頼に基づいて、決算書その他関係諸表の計数を確認するとともに、定期監査、例月出納検査の結果を勘案し、予算が効率的に執行されているかどうか及びその会計が適正に行われているかどうかを主眼として実施します。

(3)健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条）

町長からの依頼に基づいて、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率が適正に算定されているか等を主眼として審査を実施します。

(4)その他

上記以外に地方自治法により財政援助団体等監査、定期監査、随時監査、行政監査、基金運用状況審査、住民監査請求などがあります。

## お問い合わせ

利尻町議会事務局  
監査委員事務局

☎ 0163-84-2345（町代表）

内線301、302



# 新採用職員紹介



よろしくお願ひします!  
~笑顔で一生懸命  
がんばります~

①勤務先 ②出身地 ③趣味 ④抱負(一言)



た なか れい な  
田中 怜奈さん

- ①利尻町役場  
くらし支援課  
保健指導係
- ②北海道岩見沢市
- ③散歩
- ④みなさんの健康づくりのお役に立てるよう、お仕事させていただきます。よろしくお願ひします!



よし だ ゆう た  
吉田 優太さん

- ①利尻町役場  
くらし支援課  
福祉係
- ②利尻富士町鴛泊
- ③料理、映画・音楽鑑賞など
- ④町民のみなさんに頼っていただける職員に一日でも早くなれるよう、頑張りますので、よろしくお願ひします。



くり ほん たい じ ろう  
栗原 大二郎さん

- ①利尻町役場  
くらし支援課  
保健指導係
- ②北海道伊達市
- ③バスケ、スノーボード
- ④みなさんの顔と名前を早く覚えて、健康で安心して暮らしていけるようにサポートしていきます! よろしくお願ひ致します!



く どう かい と  
工藤 海斗さん

- ①利尻町役場  
まちづくり振興課  
商工観光振興係
- ②利尻町沓形
- ③野球
- ④生まれ育った利尻に恩返しができるよう町民の皆さんのために頑張りますので、皆様どうぞよろしくお願ひします!

北海道より派遣



と もん けい じ  
土門 啓二さん

- ①利尻町教育委員会
- ②余市郡余市町
- ③旅行、天体観察、自然観察など
- ④利尻町の社会教育のさらなる前進のため、頑張っていきますので、よろしくお願ひいたします。



いし かわ あい き  
石川 愛輝さん

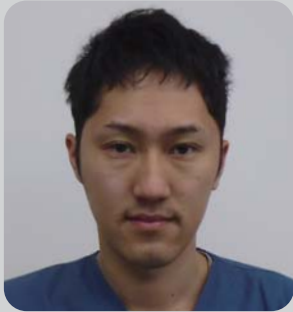
- ①利尻町役場  
総務課税務係
- ②利尻町沓形
- ③スポーツ・釣り
- ④早く業務に慣れ、皆様の力になれるよう頑張りますのでよろしくお願ひ致します。



え さし か たか まさ  
江刺家 堂 真さん

- ①利尻町役場  
まち環境整備課  
港湾漁港係
- ②石狩郡当別町
- ③ポロポロバイクでドライブ
- ④出身地は利尻ではありませんが、利尻を故郷と思い、郷土愛をもって頑張りますので、皆様、どうぞよろしくお願ひします。

# 利尻島国保中央病院 紹介コーナー



佐藤 謙伍 さん

- ①利尻島国保中央病院  
内科医長
- ④4月より赴任しました  
佐藤謙伍と申します。  
前任地は羽幌町でした。  
今まで主に一般内科を  
中心に医療に従事して  
きました。皆様のお力  
添えになれるよう日々  
精進してまいりますの  
でよろしくお願ひいた  
します。



植村 静夫 さん

- ①利尻島国保中央病院
- ②利尻町沓形
- ③釣り・食べ歩き
- ④島の医療に貢献でき  
るよう頑張りますの  
で、よろしくお願ひ  
します。



平出 美鈴 さん

- ①利尻島国保中央病院
- ②長野県
- ③アウトドア（主にキ  
ャンプ）・写真撮影
- ④島の生活は初めてで  
すので、地域の行事  
にはどんどん参加し  
たいです。



森谷 学 さん

- ①利尻島国保中央病院
- ②北海道
- ③サッカー
- ④外来唯一の男として  
頑張っています！



吉田 麻美 さん

- ①利尻島国保中央病院
- ②利尻町
- ③旅行・読書
- ④島の医療に少しでも  
貢献できるように頑  
張ります。

## 駐在所だより



稚内警察署 沓形駐在所  
佐藤 友彦 さん

### 《着任のご挨拶》

4月に斜里警察署の小清水駐在所から異動して参りました。家族は妻と1歳の長男との3人暮らしです。

貴重な離島での勤務ですので、皆様がより安心して暮らせる地域づくりに貢献出来るよう、特に交通事故防止、特殊詐欺被害防止対策に力を入れていこうと思っていますので、宜しくお願ひ致します。



稚内警察署 仙法志駐在所  
服部 啓悟 さん

### 《着任のご挨拶》

4月から仙法志駐在所で勤務させて頂いております服部啓悟です。

駐在所での勤務は初めてで、分からないことも多くご迷惑ばかりかけているのですが、仙法志にお住まいの方々をはじめ、島民の皆様には温かく迎えて頂き、とても感謝しています。

妻、小学2年生の娘、保育園児の息子の4人家族で、ちょっとにぎやかな駐在所ですが、お気軽にお越し下さい。

島内の事件、事故の防止に尽力致しますので、よろしくお願ひ致します。

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 平成27年度の保険料等について ～

## 6月に保険料額をお知らせします

平成27年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

### 《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 51,472円	+	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 (平成26年中の所得-33万円)× 10.52%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
-----------------------------	---	--	---	--------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は57万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、  
「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。  
口座振替を希望される方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

※保険料のお支払いが困難な場合は利尻町役場くらし支援課保健係へご相談ください。  
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、  
保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

## ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

### ◆ 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### ◆ 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
電話 011-290-5601

利尻町役場  
くらし支援課保健係  
電話 0163-84-2345



# 宗谷総合振興局環境生活課からのお知らせ

最近、犬や猫などに関する苦情が数多く寄せられています。  
主な苦情は次のとおりです。

## 犬の散歩時における糞便等の放置。 野良猫やカラスへの エサやりによる生活環境の汚染。

そこで、住民の皆さんにお願いです。

### 犬の飼い主の方へ

- 散歩のときはゴミ袋を持参し、途中でトイレをしてしまったときは後片付けをして、家に持ち帰りましょう。
- 犬の放し飼いは条例等で禁止されています。必ず係留して飼育してください。



### 猫の飼い主の方へ

- 近所に迷惑をかけないように、猫は室内で飼いましょう。
- 屋外での飼養は、交通事故や感染症等の罹患、不必要な繁殖につながります。
- 万が一飼養猫が不必要な出産をした場合には、飼い主の責任で新たな飼い主を探してください。
- 動物を捨てることは動物愛護法違反であり、100万円以下の罰金です。

### 地域の住民の方へ

- 野良猫への餌やりは、周辺住民に迷惑をかけることが多く、そのような場合には、エサやりをやっていた方が飼い主と見なされ、責任を問われる場合があります。
- 無責任な餌やりは絶対にやってはいけません。

宗谷総合振興局  
保健環境部環境生活課自然環境係  
電話：0162-33-2922  
FAX：0162-33-2631



# 今年もみなさんの写真で 2016年版のカレンダーを 作りましょう!!

## ～地域みんなで利尻自慢!!～

今年も「利尻のここが好き!」「ここが自慢!」そういった、  
とっておきの風景で2016年版の島自慢カレンダーを作ります。

みなさんのとっておきの風景写真(画像)を募集しますので、  
お気に入りの利尻の風景を自慢してください。完成したカレン  
ダーは町内各家庭に1部配布いたします。また、例年利尻を遠  
くはなれて暮らすたくさんの知人・友人に贈りたいとの声があ  
りますので、希望者には販売も予定しています。

(※部数に限りがありますので、無くなり次第終了となります。)

### 《募集要領》

#### ◎募集写真

◆作 品 利尻島内で最近撮影した風景(礼文島から利  
尻島を撮影したものも含む)で、1月から12  
月のテーマにそれぞれ該当する写真とします。

◆期 間 平成27年9月30日まで募集します。

◆形 式 応募写真はJPEG形式で2MB以上に保存したデータで提出してください。

◎応募方法 応募用紙は、役場又は仙法志支所窓口及び利尻町ホームページからダウ  
ンロードにより取得し、応募写真とともに提出して下さい。

ただし応募者1名につき、1テーマ月1枚(最大12枚)までとします。

◎採用決定 応募多数によりテーマ月が重複した場合等は、よりふさわしい写真を採  
用させていただきます。また、採用結果は11月初旬までに通知します。

◎応募先 利尻町役場まちづくり振興課企画振興係

〒097-0401 利尻郡利尻町沓形字緑町14-1

☎0163-84-2345

E-mail kikaku@town.rishiri.hokkaido.jp

◎その他 ◆応募は利尻島在住者及び利尻島に縁のある方に限らせていただきます。

◆被写体に人物が写っている場合の肖像権は、応募者の責任において承  
諾を得られたものに限りです。

◆応募作品は返却しませんので、ご了承下さい。

◆採用を決定した作品及び応募作品の著作権は、主催者に属します。

※利尻島の様々なPRに活用させていただきます。

◆カレンダーには撮影者の氏名が記載されます。

◆応募者には完成したカレンダーを贈呈します。



※上記の画像は出来上がり  
イメージです。



# 無料法律相談会のお知らせ

～弁護士が無料で相談を実施します～

主催：旭川弁護士会

●日時

平成27年6月29日(月曜日)

午前10時00分～午後1時00分 (お一人様30分)

●場所

利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1

利尻町役場庁舎小会議室

●担当弁護士

稚内ひまわり基金法律事務所

河田裕行 (旭川弁護士会所属)



●相談例

借金問題 離婚問題 相続に関する問題 交通事故 労災 刑事事件  
悪徳商法 ご近所トラブル 賃貸借 (土地・アパート・マンションなど)  
その他

**相談料は無料**ですので、お気軽にご利用ください。

※利尻富士町においても、平成27年6月22日(月)に、総合交流促進施設りぷら (利尻郡利尻富士町鷺泊字栄町119-1) において、午前10時から午後1時まで、無料法律相談会を実施しますので、都合の悪い方はこちらに来ていただくことも可能です。

**【ご予約・お問い合わせは】**

稚内ひまわり基金法律事務所 ☎0162-24-7900

※予約がない場合でも相談はお受けいたしますが、予約された方が優先ですのでご了承ください。

# お知らせトピックス

戦没者等のご遺族の皆様へ

## 第十回特別弔慰金が支給されます

### ●特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

### ●支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 2 戦没者の子
- 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
- 4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

### ●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

### ●請求期間

平成27年4月1日から平成30年4月2日

（請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。）

### ●請求窓口

役場くらし支援課福祉係

※なお、平成32年4月1日を基準日とする特別弔慰金については、平成32年4月1日から請求受付を開始する予定です。

請求手続など詳しくは、利尻町役場くらし支援課福祉係（電話：84-2345）までお問い合わせください。

## 自衛隊採用試験案内

平成28年3・4月採用の自衛官などの採用試験を行います。

種目（受験年齢）	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 （男子） 〔18才～27才未満〕	3ヵ月後自衛官へ任官。一生涯の仕事として勤務又は、民間就職希望者は一定期間の勤務で様々な就職掩護施策等を受けます。	受付後お知らせ	随時
一般曹候補生 〔18才～27才未満〕	部隊勤務を通じて、その主として活躍する隊員を育成。 ※初任給 161,600円以上 ※賞与年2回	1次試験 9月18日・9月19日 この間の指定する1日	8月1日～ 9月8日
航空学生 〔18才～27才未満〕	航空機のパイロットなどへ。部隊配置後航空手当60%以上 ※初任給 161,600円以上 ※賞与年2回	1次試験 9月23日	8月1日～ 9月8日
高等工科学校生徒 （一般） 〔15才～17才未満〕	中学校卒業生（見込含む）の男子が対象。約3年間は、防衛省職員（非自衛官）となり3学年終了時に自衛官に任官します。	1次試験 平成28年1月23日	11月1日～ 平成28年1月8日
その他採用試験種目	看護学生・防衛大学校学生・高等工科学校生徒（推薦）他		

※給与等は平成27年4月現在

●お問い合わせ先：自衛隊稚内地域事務所 ☎0162-23-2721

## 平成27年度裁判所職員採用一般職試験 （裁判所事務官、高卒者区分）

### 第1次試験日

9月13日(日)

### 受付期間

- インターネット申込み  
7月14日(火)午前10時から同月23日(木)まで
- 郵送による申込み  
7月14日(火)から同月17日(金)まで

### 受験資格

平成27年4月1日において高等学校卒業後2年以内の方及び平成28年3月までに高等学校を卒業する見込みの方（平成27年4月1日において中学卒業後2年以上5年未満の方も受験可）

### 問い合わせ先

旭川地方裁判所事務局総務課人事係  
電話（人事係直通）0166-51-6267



# 健診に行こう!!

今年度は複数回にわたり、利尻町の保健、医療、介護の状況についてお知らせいたします。

これを読んで、ご自分や家族の健康状態を考え、そして『何か行動しなければ!』と考え、きっかけにさせていただけたらと思います。(くらし支援課)



## 健診のメリットをご存知ですか?

### ①少ない費用で健康チェックができます!

→基本的な健診費用は約3,000円。実際に医療でこれらの検査を受けるともっともっと費用がかかるんですよ。

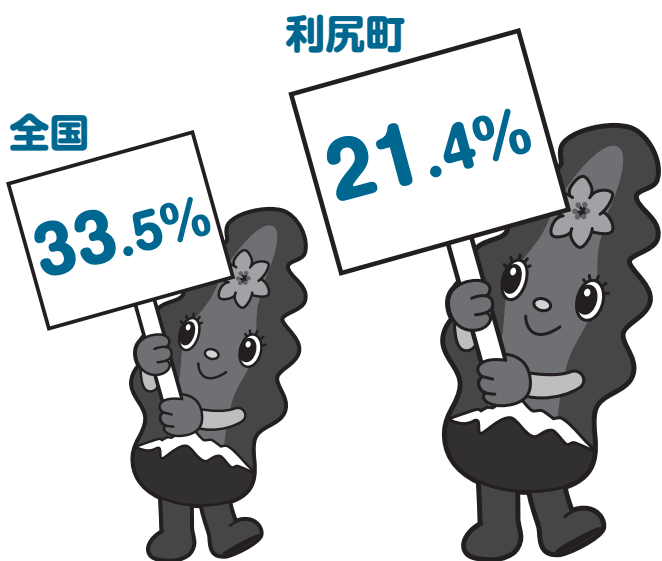
### ②生活習慣病の予防と早期発見ができます!

→続けて受けて身体の変化を確認することが大切。明日から急に生活習慣病になるわけではありません。

### ③国保中央病院で個別、春と秋の早朝健診もあります!

→みなさんの都合に合わせて選ぶことができます。ぜひ一度保健指導係まで相談してください。

## どのくらいの人を受けているの? (平成25年度)



利尻町の健診受診率は決して高いとは言えません。受診率が低いことが問題なのではなく、身体のチェックを行っている方が少ないことが問題です。

『高血圧や糖尿病になったら薬を飲めばいい』なんて、受診にかかる時間的、経済的な負担を考えてもそれを望む人はいないはず。

健診を受けて、『自分の身体を知る⇒課題を解決する方法を考える⇒実践⇒変化を知る』そんなサイクルを作りませんか? 課題解決のために保健師、管理栄養士を活用してください!

みなさんは、利尻町は健康な方が多い地域だと思いますか? どんな特徴のある地域かご存知ですか? これらをまとめたのが『データヘルス計画』です。この計画には、保健、医療、介護のさまざまなデータを盛り込んでいます。これらのデータから町の課題を明確にし、改善策と目指す方向性を載せました。いつまでもみなさんに健康でいてもらいたい、その思いで策定しました。計画に乗せたデータをこのシリーズの中でご紹介します。



『データヘルス計画』を策定しました!

### ~日ごろのひとコマをご紹介~

毎年必ず健診を受けている方で、一昨年前に『体重を何とか落としたい!』とご相談がありました。その方は、健診結果を振り返り、運動量が足りないことから、どうやれば運動量を上げられるかを一緒に考え、冬場の健康教室に参加するなど取り組みました。なんと体重が12kg落ちた事に加え、コレステロール・血糖値の数値も改善しました! お会いしたときの明るい表情のすばらしさ! 今年の健診結果が楽しみです。

# 街をひと歩き

まちの話題にズームイン!



5月23日

## SPRINGコンサート



5月27日

## めざせ100キロ カロリーダウン



5月27日

## 仙小クリーン キャンペーン



5月28日

## メディカル ミュージアム



5月29日

## 沓小クリーン キャンペーン

# わが家の愛

りしりんが  
わが家の愛どるを  
紹介するよ♪



今回は、杓形保育所  
すみれ組の2人の  
お友達を紹介するよ!



## こうすけ 今堀航輔くん(4さい)

父：隆浩 母：ちさと

外遊びとお絵描きが  
大好きな航輔^^  
最近ちょっぴりズル賢く  
なってきたけど、  
お友達と仲良く、  
優しい航輔でいてね!



【お母さんから】

## とうや 石川冬弥くん(4さい)

父：武 母：久恵

元気いっぱいのおうや。  
自転車に乗るのが大好きで、  
最近は空港まで行ったりと  
随分体力もつき、  
たくましくなりました。  
また色々なところ  
におでかけしようね。



【お母さんから】





「もういいかい 火を消すまでは まあだだよ」

## 林野火災注意!!

これからの季節は、空気が乾燥し、火災の発生しやすい日が続きます。畑仕事や山菜採りなどで入林した際は、タバコなど火の取り扱いには十分に注意しましょう。

### 少年消防クラブ防火夜回り



4月23日に少年消防クラブ員23名が参加し、防火夜回りを実施しました。クラブ員が拍子木を叩きながら町内を巡回して町の皆様へ火の用心を呼びかけました。

### 火災予防運動車両パレード



春の火災予防運動に伴って車両パレードを実施しました。消防署4台、消防団7台の消防車両が町内を行進し、防火意識の普及啓発を図りました。

## 利尻町消防団消防演習実施!

利尻町消防団による消防演習が5月17日(日)に実施されました。消防団員95名が参加し、訓練では一斉放水、模擬火災出動、分列行進を、式典では表彰状の伝達等を行いました。

また、町民の皆様にも多数駆けつけていただき、盛大に消防演習を行うことができました。



出動件数 火災0件 救急44件 (平成27年5月31日現在)



# ぴいぷる

(戸籍の動き) 2015年5月31日現在

## おくやみもうしあげます

3月7日	泉町	岩島	和雄	さん	(84歳)
3月12日	泉町	岩島	ミツ子	さん	(80歳)
4月4日	新湊	森原	淳子	さん	(78歳)
4月11日	日出町	七尾	チヨ	さん	(86歳)
4月16日	(仙)本町	池端	重一	さん	(86歳)
4月16日	(仙)本町	池端	トメ子	さん	(83歳)
4月20日	政泊	前野	秀治	さん	(80歳)
4月29日	緑町	八講	武雄	さん	(89歳)
5月2日	栄浜	澤木	明美	さん	(74歳)
5月11日	御崎	町村	昭	さん	(87歳)
5月13日	富士見町	高村	榮子	さん	(80歳)
5月23日	神磯	田中	トミ	さん	(92歳)
5月24日	富士見町	北島	利行	さん	(64歳)



## ● よせられた善意 ●

### 【指定寄附】

- ◆ 利尻町仙法志字久連  
藤田 武利 様より  
一金 100,000円  
(観光振興事業資金)
- ◆ 埼玉県川口市芝塚原2-19-2  
松下 績 様より  
一金 1,000,000円  
(仙法志小学校教育振興事業資金)

### 【一般寄附】

- ◆ 利尻町杓形字新湊  
川端 一輝 様より  
一金 300,000円

## はじめまして! ベイビー



4月13日 川代 奈凛<sup>な りん</sup> ちゃん  
富士見町 [父: 峰]

5月14日 鎌田 咲華<sup>さい か</sup> ちゃん  
緑町 [父: 秀平]

## はっぴい・ういでいんぐ



5月9日 神居  
北村 拓巳 さん  
高田 真衣 さん

5月19日 (仙)本町  
ケビン シキヤット さん  
村上 由季乃 さん

## ● ご厚情に感謝申し上げます ●

この度、次の方々から愛情銀行に金一封が預託されましたので、紙上を借りてお礼申し上げます。

- 杓形字新湊 森原司朗 様から、  
妻 森原淳子 様の香典返しを廃して
- 杓形字日出町 七尾哲矢 様から、  
母 七尾チヨ 様の香典返しを廃して
- 札幌市中央区 池端 修 様から、  
父 池端重一 様、母 池端トメ子 様の香典返しを廃して
- 杓形字緑町 八講博之 様から、  
父 八講武雄 様の香典返しを廃して
- 杓形字富士見町 高村 洋 様から、  
母 高村榮子 様の香典返しを廃して
- 仙法志字御崎 町村孝司 様から、  
母 町村 昭 様の香典返しを廃して
- 仙法志字神磯 田中正弘 様から、  
母 田中トミ 様の香典返しを廃して
- 杓形字富士見町 北島英子 様から、  
夫 北島利行 様の香典返しを廃して

【利尻町社会福祉協議会】



この広報紙は道産間伐材を使用しています。

発行：利尻町役場 編集：くらし支援課町民係 印刷：(株)国境  
TEL 0163-84-2345 FAX 0163-84-3553  
利尻町公式ホームページ <http://town.rishiri.jp/>  
Eメール [choumin@town.rishiri.hokkaido.jp](mailto:choumin@town.rishiri.hokkaido.jp)  
(広報りしりに関するご意見ご要望は上記E-mailアドレスまでお寄せください。)



【まちの人口】 **2,227人** 世帯数 1,152世帯 男 1,068人 女 1,159人 (平成27年5月31日現在)